

山形市産後ケア事業のご案内



産後ケア事業とは？

産後ケア事業とは、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としています。
趣旨をご理解のうえご利用ください。

利用できる方

妊産婦の方とお子さんで、次の条件に全て当てはまる方が対象です。

- 山形市に住民票がある方
- 支援を必要とする方
- 医療行為が必要でない方

※各メニューの対象等詳細については裏面をご覧ください。



利用の仕方

申請

原則利用希望日の 10 日前までに、母子保健課(山形市保健所)へ利用申請書を提出ください(郵送可)。

- ・様式は窓口のほか、市ホームページにてダウンロード可能です。
- ・申請時、利用サービスや事業者の選択が必要です。
- ・保健師がお母さんとおさんの状況や利用希望についてお伺いします。
- ・実施施設の利用状況により、利用日はご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

決定

<ショートステイ(宿泊)・デイケア(日帰り)>

母子保健課にて事業者と調整の上、「利用決定通知書」を送付します。

<乳房ケア>

「利用決定通知書」が届いたら、利用者が事業者へ連絡し、利用日時等を調整したうえご利用ください。※事業者から連絡する場合があります。

<ママサポーター>

母子保健課にて事業者と調整の上、「利用決定通知書」を送付します。

「利用決定通知書」が届いたら、利用者が事業者へ連絡し、利用日時等を調整したうえでご利用ください。※事業者から連絡する場合があります。

利用

事業者へ「利用決定通知書」の提示が必要です。利用料金は直接事業者へお支払いください。

※市民税非課税世帯及び生活保護世帯の方は、利用料金の減免があります。

お問い合わせ・お申込み先

山形市母子保健課 妊娠出産サポート係(山形市保健所内)

電話：023-616-7038 FAX：023-647-2281

〒990-8580 山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル3 階

開庁日時：火～日曜日

閉庁日時：月曜日・祝日・年末年始(日・月曜日が祝日の場合は火曜日も閉庁)

※閉庁日はこれによらない場合があります。山形市公式ホームページ母子保健課開庁日カレンダーをご覧ください。

乳房ケア（通所型・訪問型）

医療機関や助産所に通所、または助産師が自宅に訪問し、乳房ケアや授乳の相談を受けることができます。

【対象】

産後1年未満の方

【利用料金・利用時間】

○通所型：1回（1時間程度）1,000円

○訪問型：1回（1時間程度）1,500円

【利用上限】

通所型・訪問型合わせて3回まで

【ケアの内容】

乳房に不調がある方や授乳に不安がある方に下記のサービスを提供します。

○乳房ケアや授乳方法の指導、相談など

○育児相談

○お子さんの健康状態や体重、排泄、栄養等の相談など

ショートステイ（宿泊）・デイケア（日帰り）

医療機関に宿泊または日帰りで、母子のケアや授乳方法の指導、育児相談を受けることができます。

※実施施設の利用状況によりご希望の利用日及びケア内容に添えない場合があります。

原則母児同室でお過ごしいただきます。上のお子さんが同行しての利用はできません。

【対象】

産後5か月未満の方（実施施設によっては対象月齢が異なる場合あり）

【利用料金・利用時間】

○ショートステイ（宿泊） 9:00～翌日 17:00 昼・夕・朝・昼食付

1泊2日：6,000円（1泊2日から利用可能）

その後1日追加ごとに3,000円追加

○デイケア（日帰り） 9:00～17:00（8時間） 昼食付

1日：2,000円

【利用上限】

ショートステイ・デイケア合わせて7日間まで

【ケアの内容】

○お母さんのケア

（健康状態のチェックや生活面の相談など）

○お子さんのケア

（健康状態のチェック、体重、排泄、栄養等の相談など）

○育児相談、授乳指導、休息、食事の提供

ママサポーター

心身の不調等により、家事または育児の協力が必要なお母さんやお父さんを対象に、ママサポーターが訪問し、家事及び育児の援助を行い、健やかな育児ができるよう支援します。

【対象】

妊娠中～産後1年未満の方（お父さん等の養育者を含む）

【利用料金・利用時間】

月～金の 9:00～17:00（1回 2時間以内）

1回 1,500円（原則 1-2回/週）

【利用上限】

産前産後合わせて24回まで（多胎は48回まで）

【ケアの内容】

支援はお母さん（養育者）とお子さんが一緒にいる場所で行います。ママサポーターとお子さんだけの留守番等はできません。

○家事に関すること（調理、衣類の洗濯・補修、部屋等の清掃、整理整頓、生活必需品の買い物、その他必要な家事援助）

○育児に関すること（授乳の手伝い、おむつ交換、沐浴介助、病院の付き添い、きょうだいの遊び相手、その他必要な育児援助）

3つ子以上のお子さんがある世帯で、家事及び育児の援助をご希望の場合は、母子保健課までご相談ください。

持ち物、各種サービス実施事業者については山形市公式ホームページよりご確認ください。

山形市公式ホームページはこちら

